

# 内閣府本府業務継続計画



平成 20 年 7 月  
(平成 27 年 3 月最終改正)

内 閣 府

## 目 次

### 第1章 本計画の位置付け及び想定する災害

1. 本計画の位置付け
  - (1) 背景（首都直下地震対策の現状）
  - (2) 本計画の改正について
2. 本計画の想定する災害及び被害想定について
  - (1) 本計画の想定する災害について
  - (2) 本計画における被害想定について

### 第2章 業務継続の体制及び実施する業務

1. 平常時の取組
  - (1) 非常時優先業務及び管理事務について
  - (2) 非常時優先業務の抽出に当たっての考え方
  - (3) 参集要員の指定
  - (4) 安否確認体制の構築
  - (5) 指揮命令系統の明確化
2. 非常時の体制
  - (1) 内閣府本府災害対策本部の設置
  - (2) 非常時優先業務の内容
3. 発災時の行動
  - (1) 想定状況A（休日（閉庁日）夕方発災）の場合
  - (2) 想定状況B（平日昼発災）の場合
4. 帰宅困難者等への対応
5. 関係機関との連携
6. 情報の発信
7. 職員の融通
  - (1) 内閣府本府内での融通
  - (2) 職員の他省への融通
8. 執務室等の融通
  - (1) 内閣府本府内での融通
  - (2) 内閣法制局又は（独）国立印刷局への融通
  - (3) 他省への融通

### 第3章 業務継続力向上のための措置

1. 庁舎の耐震安全化等
  - (1) 庁舎の耐震性について
  - (2) 設備の転倒防止対策等
2. 電力の確保

3. 通信・情報システムの確保

- (1) 電話
- (2) 情報システム

4. 物資の備蓄

5. 代替庁舎の検討

6. 教育・訓練

- (1) 本計画の理解の促進
- (2) 教育・訓練計画
- (3) 訓練成果の反映

## 第1章 本計画の位置付け及び想定する災害

### 1. 本計画の位置付け

#### (1) 背景（首都直下地震対策の現状）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓は、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能維持の重要性を一層強く認識させ、平成25年11月には、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）が制定されるに至った。

同法第5条第1項は政府に対し、首都直下地震が発生した場合における国の行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画を定めることを求めており、当該計画において、政府は政府全体の見地からの政府の業務の継続に関する事項を定めるべきこととしている。

これを受け、平成26年3月、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定。以下「政府BCP」という。）が定められ、各府省等は、政府BCPに基づき、首都直下地震発生時において政府として維持すべき所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める中央省庁の業務継続計画を作成すべきものとされた。

#### (2) 本計画の改正について

首都直下地震等、業務の継続を脅かすリスクが発生した場合においても、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、ことに我が国における災害応急対策等を所掌している内閣府本府は、可能な限りその諸機能を維持することが求められており、万一、その一部の機能が停止した場合においても、可及的速やかに当該機能を復旧する必要がある。

このため、内閣府本府においては、首都直下地震対策大綱（平成17年9月27日中央防災会議決定）等を踏まえて平成20年に本計画を策定し、運用してきたところであり、以後、首都直下地震対策の進展や東日本大震災の教訓を踏まえた見直しを行い、累次の改正を行ってきたところである。

この度、前述した平成26年3月の政府BCPの策定を受け、各府省の業務継続計画を政府BCPに基づき見直す必要性が生じたこと、中央合同庁舎第8号館が竣工（平成26年3月）し、平成26年秋までに多くの部局の執務室が8号館に移転したこと等の状況の変化を踏まえ、本計画を改正することとした。

職員においては、職員及び家族等の生命・身体の安全確保を最優先としつつ、内閣府本府の機能維持・速やかな復旧が可能となるよう、平常時から本計画の理解に努められたい。

内閣府本府においては、本計画について、実施・運用、教育・訓練、幹部以下による見直し等を通じ、一層実効性を高めるよう継続的な改善を行っていくこととする。

## 2. 本計画の想定する災害及び被害想定について

### (1) 本計画の想定する災害について

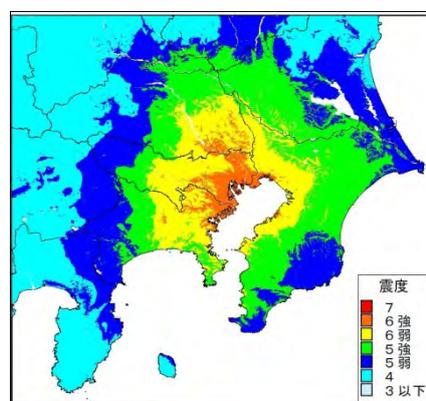
本計画においては、政府BCPに沿って、中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ（以下「首都直下WG」という。）から示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）において想定された首都直下地震（都心南部直下地震）<sup>1</sup>を想定することとする。

#### ア 想定災害の概要

具体的に想定する災害の概要は、下記の通りとする。

##### <想定する災害の概要<sup>2</sup>>

- ・都心南部直下地震  
（モーメントマグニチュード7.3）
- ・最大震度7（震度分布は右図）
- ・被害想定（人的物的被害の概要）
  - －地震の揺れによる被害  
全壊家屋約175,000棟  
建物倒壊による死者最大約11,000人
  - －市街地火災の多発と延焼  
焼失最大約412,000棟、建物倒壊等と合わせ最大約610,000棟  
死者最大約16,000人、建物倒壊等と合わせ最大約23,000人
  - －インフラ・ライフライン等の被害（略）
  - －経済的被害 合計約95兆円  
（うち建物等の直接被害約47兆円、生産・サービス低下による被害約48兆円）



#### イ 想定する状況

本計画では、想定する首都直下地震が発生する日時により、想定状況を2つの場合に分けて考えていくこととする。

**想定状況A**：都心南部直下地震が、休日（閉庁日）の夕方、午後6時に発生した場合。  
**想定状況B**：都心南部直下地震が、平日の昼12時（通常の勤務時間内）に発生した場合。

### (2) 本計画における被害想定について

<sup>1</sup> なお、首都直下WGでは、最悪の事態に備える観点から、都心直下型地震に加えて相模トラフ沿いの海溝型のM8クラスの地震（大正関東大震災タイプ）について、当面発生する可能性は低いものの、長期的な防災・減災対策の対象として考慮することとしている。

<sup>2</sup> 出典：「首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告の概要」（平成25年12月19日）

## ア 被害想定に当たっての考え方

この点、首都直下WG最終報告では、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎が主に立地する東京都千代田区永田町、霞が関等の地区は、周辺の低平地と比較して、相対的に固い地盤上にあり、地震動の増幅が小さい領域に位置するため、耐震基準に適合している建物において倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低いものとされている。また、この地区は、電力、通信・情報システム、上下水道等が被災した場合でも、各事業者が優先的に復旧することとなっている地区であり、地震に対する一定の強靱性を有している地区と評価している。

しかしながら、政府BCPにおいては、首都直下WGにおいて想定された震度分布や被害様相を念頭に置いた上で、政府がどのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務体制を維持する必要があることに鑑み、特に不確実性が高い項目については、上記の強靱性の評価にかかわらず、より過酷な被害様相を呈することを想定することとしている。

これを踏まえ、本計画においても、政府BCPと同様の考え方に沿って、具体的には下記の被害を想定することとする。

- ① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、1週間継続する。
- ② 下水道の利用支障は、1か月継続する。
- ③ 地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。
- ④ 主要道路の啓開には、1週間に要する。

## イ 具体的被害想定

首都直下地震の発生に伴い、内閣府本府の庁舎やいわゆるインフラに発生する被害は、概ね下記のとおりであると想定される。

### ① 庁舎<sup>3</sup>

#### ・中央合同庁舎第8号館

ー平成26年3月に竣工した新庁舎であり、十分な耐震性を有していることから倒壊する可能性は低い。点検・片付け後に執務室の使用が可能と考えられる。

#### ・内閣府本府庁舎

ー平成22年10月に免震工事を完了しており、十分な耐震性を有していることから倒壊する可能性は低い。点検・片付け後に執務室の使用が可能と考えられる。

#### ・内閣府庁舎別館

ー平成18年3月に耐震改修等工事を完了しており、構造体の部分的な損傷は生じる

<sup>3</sup> なお、政府BCPにおいては、中央省庁の庁舎の一部が使用不能となることも想定することとされているが、内閣府本府（中央合同庁舎第8号館及び内閣府本府庁舎）は想定される首都直下地震に対しても十分な耐震・免震構造を備えており倒壊し全く使用不能となる可能性が低いことから、同庁舎が万が一倒壊して使用不能になる最悪の事態の想定については、引き続き検討することとする。

が、補修等により使用可能な範囲の被害に止まると考えられる。

・ **中央合同庁舎第4号館**

ー構造体の部分的な損傷は生じるが、補修等により使用可能な範囲の被害に止まると考えられる。なお、平成28年10月竣工予定で耐震改修工事を実施しているところである。

・ **永田町合同庁舎**

ー構造体の部分的な損傷は生じるが、補修等により使用可能な範囲の被害に止まると考えられる。

・ **その他の庁舎**

ー一部の民間ビルは十分な耐震性を有していると考えられるものの、その他の民間ビルは、構造体の部分的な損傷は生じるが、補修等により使用可能な範囲の被害に止まると考えられる。

② **電力**

1週間は電力事業者からの電力供給が停止することを前提とする。

・ **中央合同庁舎第8号館**

ー非常用電源設備を有しており、電力事業者からの電力供給が絶たれた場合であっても、3日間程度は非常用コンセントに加え、防災関係諸室等照明の全てと各事務室内の照明の3分の1程度の使用が可能となっている。ただし、中央監視室のコントロールにより主要事務室に供給を限れば、1週間程度の使用も可能である。なお、非常用発電設備用燃料（A重油）の備蓄は、16万リットルである。

・ **内閣府本府庁舎**

ー中央合同庁舎第8号館から内閣府本府庁舎に送電しており、8号館非常用電源からの電力供給により、各事務室内照明の3分の1程度の使用が可能である。また、3階特別会議室に限り、3日間程度は非常用コンセントの使用も可能である。

・ **内閣府庁舎別館**

ー非常用電源設備を有しており、非常用コンセントの使用が可能である。

・ **中央合同庁舎第4号館及び永田町合同庁舎**

ー非常用電源設備を有しており、3日間程度は非常用照明等の使用が可能だが、コンセントの使用は不可能。

・ **その他の庁舎**

ー一部の民間ビルを除き非常用電源設備により、10時間から3日間程度の非常用照明等の使用が可能となるものの、コンセントの使用は不可能。

③ **情報システム**

十分な耐震・免震構造を備え、非常用電源からの電力供給も確保された拠点にサーバ等を設置していることから、内閣府LAN（インターネット閲覧、電子メール利用、共有ドライブ利用）が即座に停止する可能性は低い。主要拠点間を結ぶネットワーク回線網も冗長化構成としており、電力供給が確保される拠点においては、点検後に継続利用

が可能と考えられる。

さらに、内閣府LANが停止した場合に備えて、災害時用ネットワーク（インターネット閲覧、災害時用Webサイト、災害時用電子メール及びバックアップセンタの共有ドライブ利用）と災害時用端末（通常時は、貸出用行政端末として利用）による限定的な利用環境も整備している（有線回線接続は中央合同庁舎第8号館8階会議室に限る。）。

#### ④ 電話

##### ・中央合同庁舎第8号館

－中央合同庁舎第8号館は、非常用電源設備からの電力供給により、3日間程度使用が可能である。ただし、中央監視室のコントロールにより主要事務室に供給を限れば、1週間程度の使用も可能である。なお、輻輳によりつながりにくい状況となる。

##### ・内閣府本府庁舎

－電話交換機本体は非常用電源設備からの電力供給により稼働するが、電話機までの接続中継機器は一般電源からの供給になっており、機器保有バッテリーにより1時間程度の使用が可能。ただし、輻輳によりつながりにくい状況となる。

##### ・内閣府庁舎別館

－非常用電源設備からの電力供給により使用が可能である。ただし、輻輳によりつながりにくい状況となる。

##### ・中央合同庁舎第4号館及び永田町合同庁舎

－電話交換機保有のバッテリー及び非常用電源設備からの電力供給により3日間程度の使用が可能である。ただし、輻輳によりつながりにくい状況となる。

##### ・その他の庁舎

－民間ビルの非常用電源からは電力供給が行われないため、商用電話回線の不通は1週間継続する。

#### ⑤ 上下水道、トイレ

##### ・中央合同庁舎第8号館及び内閣府本府庁舎

水道（上水道）

－通常時使用する受水タンクには内閣府本府庁舎に入居している職員約7日分の給水量を確保している。

トイレ（下水道）

－十分な量を貯留可能な排水槽を設置している。また、7日分の排水を貯留できる災害時用緊急排水槽等を設置している。

##### ・内閣府庁舎別館及び永田町合同庁舎

水道（上水道）

－受水タンクには半日程度の上水を確保している。

トイレ（下水道）

－半日程度の量が貯留可能な排水槽を設置している。

##### ・中央合同庁舎第4号館

水道（上水道）

－受水タンクには1日程度の上水を確保している。

トイレ（下水道）

－1日程度の量が貯留可能な排水槽を設置している。

・その他の庁舎（一部の民間ビル）

水道（上水道）

－受水タンクには1日程度の上水を確保している。

トイレ（下水道）

－1日程度の量が貯留可能な排水槽を設置している。

## 第2章 業務継続の体制及び実施する業務

### 1. 平常時の取組

#### （1）非常時優先業務及び管理事務について

まず、被災後の人的・物的に資源が限られた状況であっても必ず実施しなければならない業務を「非常時優先業務」として整理する。政府BCPにおいては、首都直下地震の発生直後から、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等の事態や、参集する職員数の推移に応じ、政府全体の見地から、政府として維持すべき必須機能に該当する6種類の非常時優先業務を定めるとともに、政府として維持すべき必須の機能に該当するものであって、中央省庁において非常時の判断を的確に行うことが求められる業務についても非常時優先業務として定めることとされている。

これを踏まえ、内閣府本府における非常時優先業務についても、同様の整理に基づき、次項で述べる考え方に基づき抽出を行う。

また、これら非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）の事業継続も不可欠である。

具体的には、内閣府本府の各庁舎において、1週間にわたり停電し、断水し、及び外部から食料等の補給が行われない状況で、非常時優先業務又は管理事務を担当する職員が交代により非常時優先業務又は管理事務を実施することができる体制の整備を目指すこととする。

#### （2）非常時優先業務の抽出に当たっての考え方

政府BCPにおいては、具体的には、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能である①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに⑥外交関係の処理に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付けるものとされている。

非常時優先業務の抽出に当たっては上述の6種類の分類を踏まえつつ、発災時から、目標とする業務実施水準に達するまでの経過時間毎に、影響の重大性を、社会への影響（国民の生命への危険、国家の信用など）、法令・規則・契約義務・信義則等への違反、

府内又は他省庁等の他の行う業務への影響、等の観点から分析する。そして、30日以内に目標とする業務実施水準に到達できなければ下記表のレベルⅢ以上の影響となる業務を、非常時優先業務として抽出することとする。

表 影響の重大性のレベル

影響の重大性	I	II	III	IV	V
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
対象とする目標レベルに到達していないことに伴う代表的な影響の内容	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことによる社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。

### (3) 参集要員の指定

非常時優先業務を実施する部局においては、首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合に勤務地へ参集することができる職員の人数について、以下の想定に基づく調査を行い、時間別に把握しておくものとする。

また、調査結果を踏まえ、非常時優先業務を実施する部局においては、非常時優先業務又は管理事務を継続するために必要な職員を、あらかじめ参集要員として指定するものとし、当該業務に従事する職員の氏名、担当する事務の内容等を記載した名簿を作成しておく。当該職員の異動があった場合や非常時優先業務を見直すことが必要となった場合などには、速やかに新しい参集要員の指定及び名簿の見直しを行うものとする。

#### ア 参集が不可能な職員

職員のうち1割は、自ら及び家族の死傷等により参集が不可能なものと想定する。

#### イ 参集可能職員の条件設定

##### ○ 10km 圏内に居住する職員

徒歩参集速度を障害物による迂回、休憩の時間等に鑑み2 km/hとする。家族等の安否確認等に時間を要すると仮定し、参集開始時刻を12時間後、24時間後、48時間後として、それぞれ3割ずつ参集可能と想定する。

残りの1割については、直ちに参集可能とする。

○ **10km～20km 圏内に居住する職員**

徒歩参集速度を障害物による迂回、休憩の時間等に鑑み2 km/hとする。10km圏内の場合と同様家族等の安否確認等に時間を要すると仮定し、参集開始時刻を12時間後、24時間後、48時間後として、それぞれ3割ずつ参集可能としたうえで、10kmを超えて、距離が1km遠くなるごとに、1割ずつ徒歩参集できない職員が増加するものとする。

上記徒歩参集できない職員は徒歩ではなく鉄道で参集するものとし、具体的には下記20km圏外の職員と同様、発災後1週間以降に、最寄りの地下鉄駅から地下鉄を用いて登庁するものと想定する<sup>4</sup>。

○ **20km 圏外に居住する職員**

鉄道により参集するものとする。発災後1週間以降に、最寄りの地下鉄駅から地下鉄を用いて登庁するものと想定する。

**ウ 参集に関して特別な措置を講じている場合の取扱いについて**

危機管理宿舎に入居している職員など、発災後あらかじめ定められた時間内での参集が義務づけられている職員などについては、上記によらず、一定時間内での参集が可能であるものとする。

**(4) 安否確認体制の構築**

全ての職員及びその家族（同居する親族）の安否確認が一括して行えるよう、民間企業が提供する安否確認サービスを利用した確認体制を大臣官房人事課において構築したところであり、今後とも適切に運用していく。

各部局においては、非常時に連絡のつかない職員が発生しないよう、人事異動期等においても常に職員の連絡網を最新の状態に保つよう努める。

**(5) 指揮命令系統の明確化**

各部局においては、非常時における混乱を防止し、非常時優先業務等を円滑に遂行するため、あらかじめ職務代行者やその権限範囲等を定めて指揮命令系統を明確にするなどの措置を講じる。

**2. 非常時の体制**

**(1) 内閣府本府災害対策本部の設置**

首都直下地震が発生した場合、幹部職員からなる内閣府本府災害対策本部を設置する。内閣府本府災害対策本部の構成員等は、別に定める。

---

<sup>4</sup>地下鉄の運行停止は発災1週間後まで、JR及び私鉄の運行停止は、発災1か月後まで継続するものと想定しているため（3頁参照）。

## (2) 非常時優先業務の内容

内閣府本府における主な非常時優先業務の内容について、以下の表－１、表－２のとおり整理する。

先述の通り、政府BCPにおいては、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能である①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに⑥外交関係の処理に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付けるものとされている。

この点、内閣府においては、政府全体の災害対策を担う政策統括官（防災担当）が①内閣機能（災害応急対策）及び②被災地域への対応の中心となる諸制度を所管している。また、政策統括官（防災担当）以外にも、大臣官房総務課が緊急災害対策本部設置の閣議決定に係る手続（①内閣機能）を担うなど、一部の部局が非常時優先業務を有している。

表－１ 政策統括官（防災担当）が行う主な非常時優先業務

目標レベルに達する時間	非常時優先業務
3時間以内	① 内閣機能に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都直下地震発災後の官邸における初動対応業務</li> <li>・首都直下地震発生後の8号館における初動対応業務</li> <li>・緊急災害対策本部事務局としての業務</li> <li>・8号館における総合防災情報システムの運用業務</li> </ul>
12時間以内	② 被災地域への対応に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都直下地震発災時における各種問い合わせ対応業務</li> </ul>
3日以内	② 被災地域への対応に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害の政令指定に係る業務</li> <li>・特定非常災害の政令指定に係る業務</li> <li>・被災者生活再建支援制度の適用支援に係る業務</li> <li>・災害救助法の適用支援に係る業務</li> <li>・住家の被害認定業務の支援に係る業務</li> <li>・被災者に対する各種支援措置の活用促進に係る業務</li> </ul>
1週間以内	② 被災地域への対応に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興業務体制の確立に係る業務</li> </ul>

表－２ 政策統括官（防災担当）以外の部局が行う主な非常時優先業務

目標レベルに達する時間	非常時優先業務
3時間以内	① 内閣機能に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急災害対策本部設置等に係る事務（閣議事務、官報発行事務等）</li> </ul>

12 時間以内	② 被災地域への対応に関する業務 ・原子力施設における事故等の対応 ・原子力災害に係る緊急事態応急対策業務 ④ 国民の生活基盤の維持に関する業務 ・食品摂取による重大な健康被害に係る緊急時対応
---------	--

### (3) 管理事務の内容

災害発生後に継続すべき主な管理事務の内容等について、以下の表－3のとおり整理する。

表－3 主な管理業務

発災後	管理事務
3 時間以内	・大臣、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官等の安否確認 ・内閣府本府災害対策本部の設置、機能の維持 ・被害状況の情報収集、府内の連絡体制の確立 ・内閣府LANの被害状況確認
12 時間以内	・帰宅困難者等への支援措置 ・特命担当大臣の記者会見対応
1 日以内	・職員及びその家族の安否確認

## 3. 発災時の行動

災害の発生に際し、参集要員、非参集要員、各部局、大臣官房が取るべき行動については概ね以下の通りとする。

### (1) 想定状況Aの場合（休日（閉庁日）夕方発災）

#### 【参集要員】

- ・本人・家族の安全を確保し、安否確認システムに速やかに応答し安否を報告する。
- ・速やかに参集し、非常時優先業務又は管理事務（以下「非常時優先事務等」という。）を遂行する。
- ・参集時には、可能な限り本人用の飲食物を持参する。
- ・やむを得ず参集できない場合は、速やかに所属長に状況を連絡する。

#### 【非参集要員】

- ・本人・家族の安全を確保し、安否確認システムに速やかに応答し安否を報告する。
- ・徒歩等による参集が可能な職員については、家族の安否を確認したのち、状況に応じて参集し、参集要員が行う非常時優先業務等の支援にあたるなど、積極的に行動する。
- ・徒歩等による参集が不可能な職員については、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ上司からの指示を待つ。
- ・待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元

自治体への協力を積極的に取り組む。

#### 【各部局】

- ・安否確認システムで把握できない職員及びその家族の安否確認を行い、大臣官房人事課に報告する。
- ・やむを得ず参集できない参集要員について、代替要員の調整を行う。
- ・参集要員に過度の負担がかからないよう、随時他の職員と交代させる。

#### 【大臣官房】

- ・大臣官房総務課は、大臣、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官並びに関係者の安否確認を行うとともに、内閣府本府災害対策本部を設置し、府内の連絡体制を確立する。
- ・大臣官房人事課は、職員及びその家族の安否に関する情報を集約する。
- ・大臣官房会計課は、庁舎等の被害状況を確認する。
- ・大臣官房企画調整課情報システム室は、内閣府LANの被害状況を確認する。

### (2) 想定状況Bの場合（平日昼発災）

#### 【参集要員】

- ・家族の安否を確認し、非常時優先業務等を遂行する。

#### 【非参集要員】

- ・帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が予想されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間はむやみに移動しない。
- ・家族の安否を確認した後、庁舎内の復旧事務、非常時優先業務等の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。

#### 【各部局】

- ・安否確認システムで把握できない職員及びその家族の安否確認を行い、大臣官房人事課に報告する。
- ・やむを得ず非常時優先業務等を遂行できない参集要員について、代替要員の調整を行う。
- ・参集要員に過度の負担がかからないよう、随時他の職員と交代させる。

#### 【大臣官房】

- ・大臣官房総務課は、大臣、副大臣、政務官及び大臣補佐官の安否確認を行うとともに、内閣府本府災害対策本部を設置し、府内の連絡体制を確立する。
- ・大臣官房人事課は、職員及びその家族の安否に関する情報を集約する。
- ・大臣官房会計課は、庁舎等の被害状況を確認するとともに、各庁舎ごとに作成されている消防計画に基づき、必要に応じて職員の避難、救護活動を行う。また、診療所の職員に識別救急（トリアージ）を依頼するとともに、緊急を要する場合には医療機関に搬送する。
- ・大臣官房会計課は、帰宅が困難となった職員に対して、備蓄物資の配布等の必要な支援を行う。
- ・大臣官房企画調整課情報システム室は、内閣府LANの被害状況を確認する。

#### 4. 帰宅困難者等への対応

災害が発生した場合の帰宅困難者等への対応について、庁舎内の来訪者及び庁舎内外の帰宅困難者等の一時収容場所として、中央合同庁舎第8号館1階講堂及びエントランスに受け入れスペースを確保する。

また、庁舎内外の帰宅困難者等への災害情報の提供、備蓄物資の配布等について、非常時優先業務等の実施に支障のない範囲内で、可能な限りの支援措置を講ずる。

#### 5. 関係機関の連携

政策統括官（防災担当）を中心に政府の災害対策の総合調整を担う内閣府本府において、首都直下地震の発生直後から府省等相互の連携を強化することは非常に重要であり、必要に応じて内閣官房と連携して総合調整を行い、非常時優先業務の総合的かつ一体的な実施を図るものとする。

#### 6. 情報の発信

政府BCPにおいて、政府は、社会不安を解消し、国民の理解と協力を確保するため、首都直下地震による被害状況、これに対して取られた措置の概要等の正確かつ迅速な情報提供に努めるものとされている。

内閣府においても、内閣官房と密接に連携し、特命担当大臣の記者会見や内閣府ホームページによる被害状況及びこれに対して取られた措置の迅速な周知に加え、政府広報媒体等も積極的に活用し、国内外に対する的確な情報発信に努めるものとする。

#### 7. 職員の融通

##### （1）内閣府本府内での融通

各部局において、非常時優先業務等に従事する職員が不足した場合においては、当該部局等の求めに応じ、他部局の職員の融通を検討するものとする。なお、融通に当たっては、派遣元部局の非常時優先業務等の遂行に支障が出ないように配慮しつつ、可能な限り派遣先の業務を過去に経験した者を派遣することを考慮するものとする。

##### （2）職員の他省への融通

政府BCPにおいては、政策統括官（防災担当）は、政府BCPに基づき、各府省等が各府省等BCPを適正に遂行しているにもかかわらず、不測の事態が発生し、非常時優先業務等に従事する職員が不足した場合において、さらに、当該府省等で可能な限り職員の調整を行ってもなお不足するときには、当該府省等の求めに応じ、府省等横断的な職員のあっせんを行うこととされている。

政策統括官（防災担当）から、内閣府本府の職員について他省に融通するよう依頼が

あった場合には、内閣府本府における非常時優先業務等の遂行に支障が生じない範囲で協力するものとする。

## 8. 執務室等の融通

### (1) 内閣府本府内での融通

庁舎が被災し、業務継続が困難となった場合は、耐震性が高く被害が軽微であることが想定される中央合同庁舎第8号館又は内閣府本府庁舎等の会議室・執務室等を当該被災部局に融通し、業務を継続出来るよう措置を講ずるものとする。

### (2) 内閣法制局又は(独)国立印刷局への融通

内閣法制局においては、災害発生後に緊急に必要となる激甚災害政令や特定非常災害政令等の法令審査業務その他の非常時優先業務を迅速に行う必要があり、(独)国立印刷局においては、災害発生後、災害緊急事態の布告や政令の公布など政府から国民に対する様々な告示事項を迅速に官報に掲載する業務を行う必要があるなど、政策統括官(防災担当)の災害応急対策との関係が特に密接であり、両局が業務を継続することは、政府全体の災害対策の迅速性を確保するために必要不可欠である。

この点、内閣法制局が使用する中央合同庁舎第4号館の会議室・執務室等が使用不能となった、あるいは(独)国立印刷局の庁舎が使用不能となった場合において、内閣法制局又は(独)国立印刷局から、中央合同庁舎第8号館の共用会議室等において業務を継続したい旨要請があった場合については、両局の災害対応における重要な役割に鑑み、次項(3)の他省への執務室の融通に優先して協力するものとする。

### (3) 他省への融通

政府BCPにおいては、政策統括官(防災担当)は、政府BCPに基づき、政府全体の見地から、より緊急性の高い非常時優先業務等の執務環境を確保するため、各府省等が中央省庁の庁舎で非常時優先業務等の全部又は一部を継続することが困難な場合において、当該府省等で執務室の確保を図ったにもかかわらず、なお執務室が不足するときには、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の庁舎の一部を求めのあった府省等に融通するためのあつせんを行うこととされている。

政策統括官(防災担当)から、内閣府本府の保有する庁舎(中央合同庁舎第8号館)について他省に融通するよう依頼があった場合には、前2項による内閣府本府内での執務室の融通及び内閣法制局又は(独)国立印刷局への融通を行った上でなお余裕があれば、内閣府本府における非常時優先業務等の遂行に支障が生じない範囲で協力するものとする。

## 第3章 業務継続力向上のための措置

先述のとおり、内閣府本府の各庁舎において、首都直下地震発生時に1週間にわたり

停電し、断水し、及び外部から食料等の補給が行われない状況で、非常時優先業務又は管理事務を担当する職員が交代により非常時優先業務又は管理事務を実施することができるよう、庁舎の耐震安全化、電力及び通信・情報システムの確保、物資の備蓄等を推進することとする。

## 1. 庁舎の耐震安全化等

### (1) 庁舎の耐震性について

内閣府本府各庁舎については、その中心的機能を担う中央合同庁舎第8号館及び内閣府本府庁舎については、首都直下地震にも耐えうる耐震性を有しているものと考えられるが、永田町合同庁舎等については、倒壊には至らないと想定されるものの、一定期間業務の継続が困難になるおそれがある。

引き続き、首都直下地震発生時において、職員等の安全性の確保と非常時優先業務等の遂行に必要な機能が維持されるよう、内閣府本府各庁舎の耐震安全性を確保するとともに、非常時優先業務等の内容に応じて要求される施設機能を確保するため、天井等の非構造部材の耐震化等を含め、更なる措置を講ずるものとする。

### (2) 設備の転倒防止対策等

災害発生時における負傷者発生の防止及び速やかな業務再開の観点から、執務室のオフィス家具やパソコンを始め、什器の固定を更に実施する。

各部局においては、発災後の業務再開が円滑になるよう、普段から執務室の環境整備に努める。

## 2. 電力の確保

引き続き、電力供給設備の多重化の検討を進めるとともに、非常用発電設備を有する庁舎においては、非常時優先業務等を1週間程度継続するために必要な発電設備用の燃料を確保する。

## 3. 通信・情報システムの確保

政府BCPにおいて、各府省等は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等の措置を講ずるものとされていることを踏まえ、以下の措置を講ずる。

### (1) 電話

停電時でも電話が使用できるよう整備を進める。また、衛星電話の導入の可否について、検討を進める。

## (2) 情報システム

主要拠点間を結ぶネットワーク回線網については、冗長化構成にて整備済みである。災害時優先通信回線等の導入の可否について、引き続き検討を進める。

## 4. 物資の備蓄

引き続き、非常時優先業務等に従事する職員1週間分及び全職員3日分の食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の物資の備蓄を進める。

備蓄の分量については、来訪者及び帰宅困難者にも配布できるように考慮するものとする。

## 5. 代替庁舎の検討

政府緊急災害対策本部が立川広域防災基地に置かれる場合に備えて、引き続き、立川広域防災基地周辺における代替庁舎の確保を検討する。

## 6. 教育・訓練

### (1) 本計画の理解の促進

本計画の理解を促進し災害時に適切な行動ができるよう、本府幹部会等において本計画の内容を幹部レベルに対し日頃から周知徹底するとともに、各職員は普段から本計画に目を通し、理解するよう努めるものとする。

また、非常時優先業務実施部局においては、実施する業務内容の職員への周知に努め、人事異動期にも適切に新しい体制が構築されるよう努める。

### (2) 教育・訓練計画

大臣官房関係部局を中心に、職員の対応力を高めるための教育、及び定期的な安否確認等の訓練を実施する。

### (3) 訓練成果の反映

訓練の結果明らかになった課題等について、本計画及び各部局で行う非常時優先業務の業務内容に的確に反映するように努める。